

議事日程

令和7年第2回定例市会第5日
令和7年10月9日午前10時開議

- 第1 予算第22号議案 令和7年度神戸市一般会計補正予算
- 第2 第71号議案 (仮称)新北建設事務所建設工事請負契約締結の件
(関係常任委員長報告)
- 第3 決算第1号 令和6年度神戸市一般会計歳入歳出決算
- 第4 決算第2号 令和6年度神戸市市場事業費歳入歳出決算
- 第5 決算第3号 令和6年度神戸市食肉センター事業費歳入歳出決算
- 第6 決算第4号 令和6年度神戸市国民健康保険事業費歳入歳出決算
- 第7 決算第5号 令和6年度神戸市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費歳入歳出決算
- 第8 決算第6号 令和6年度神戸市駐車場事業費歳入歳出決算
- 第9 決算第7号 令和6年度神戸市市街地再開発事業費歳入歳出決算
- 第10 決算第8号 令和6年度神戸市営住宅事業費歳入歳出決算
- 第11 決算第9号 令和6年度神戸市介護保険事業費歳入歳出決算
- 第12 決算第10号 令和6年度神戸市後期高齢者医療事業費歳入歳出決算
- 第13 決算第11号 令和6年度神戸市空港整備事業費歳入歳出決算
- 第14 決算第12号 令和6年度神戸市公債費歳入歳出決算
- 第15 決算第13号 令和6年度神戸市下水道事業会計決算
- 第16 決算第14号 令和6年度神戸市新都市整備事業会計決算
- 第17 決算第15号 令和6年度神戸市港湾事業会計決算
- 第18 決算第16号 令和6年度神戸市自動車事業会計決算
- 第19 決算第17号 令和6年度神戸市高速鉄道事業会計決算
- 第20 決算第18号 令和6年度神戸市水道事業会計決算
- 第21 決算第19号 令和6年度神戸市工業用水道事業会計決算
- 第22 第52号議案 令和6年度神戸市港湾事業剰余金処分の件
- 第23 第53号議案 令和6年度神戸市自動車事業剰余金処分の件
- 第24 第54号議案 令和6年度神戸市水道事業剰余金処分の件
- 第25 第55号議案 令和6年度神戸市工業用水道事業剰余金処分の件
(決算特別委員長報告)
- 第26 請願の審査結果について
- 第27 議員提出第23号議案 選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた積極的な議論を求める意見書提出の件
(総務財政委員長報告)
- 第28 議員提出第27号議案 旧姓の通称使用拡大の法制化を求める意見書提出の件
- 第29 議員提出第28号議案 国家公務員の地域手当に準拠した地域区分の見直しに関する意見書提出の件

神戸市会議長

出席議員(62名)

欠員(2名)

欠席議員(1名)

1番	前田	あきら	君	2番	森田	たき	子	君
3番	岩谷	しげなり	君	4番	のまち	圭	一	君
5番	なんの	ゆうこ	君	6番	原	直	樹	君
7番	木戸	さだかず	君	8番	浅井	美佳	君	
9番	岩佐	けんや	君	10番	萩原	泰	三	君
11番	坂口	有希子	君	12番				
13番	香川	真二	君	14番	上原	みなみ	君	
15番	川口	まさる	君	16番	さとう	まちこ	君	
17番	ながさわ	淳一	君	18番	山本	のりかず	君	
19番	黒田	武志	君	20番	かじ	幸夫	君	
21番	やの	こうじ	君	22番	村上	立真	君	
23番	大野	陽平	君	24番	平野	達司	君	
25番	上島	寛弘	君	26番	細谷	典功	君	
27番	宮田	公子	君	28番	門田	まゆみ	君	
29番	朝倉	えつ子	君	30番	味口	としゆき	君	
31番	赤田	かつのり	君	32番	三木	しんじろう	君	
33番	外海	開三	君	34番	住本	かずのり	君	
35番	高橋	としえ	君	36番	諫山	大介	君	
37番	伊藤	めぐみ	君	38番	岡田	ゆうじ	君	
39番				40番	吉田	健吾	君	
41番	植中	雅子	君	42番	山下	てんせい	君	
43番	しらくに	高太郎	君	44番	河南	忠和	君	
45番	徳山	敏子	君	46番	高瀬	勝也	君	
47番	あわはら	富夫	君	48番	西	ただす	君	
49番	大川わら	鈴子	君	50番	森本		真	君
51番	松本	のり子	君	52番	大井	としひろ	君	
53番	平野	章三	君	54番	よこはた	和幸	君	
55番	川内	清尚	君	56番	村野	誠一	君	

57 番	松 本	し ゆ う じ	君	58 番	山	口	由	美	君
59 番	平 井	ま 千 子	君	60 番	坊	池		正	君
61 番	坊	や す な が	君	62 番	堂	下	豊	史	君
63 番	菅 野	よ し 記	君	64 番	壬	生		潤	君
65 番	吉 田	か か く	治	君					

議事に参与した事務局職員

市会事務局長	村 井	秀 徳	君	市会事務局次長	近 都	正 之	君
議 事 課 長	竹 下	弘 一	君	総 務 課 長	尾 田	広 樹	君
政 策 調 査 課 長	久 保	阿 左 子	君	議 事 課 係 長	四 方	惇 史	君
議 事 課 係 長	宮 田	義 隆	君				

出席説明員

市長	久元喜造君		
副市長	今西正男君	副市長	小松恵一君
副市長	黒田慶子君		
教育長	福本靖君	選挙管理委員会 委員長	村上雅彦君
人事委員会 委員長	芝原貴文君	監査委員	福本富夫君
危機管理監兼 危機管理局長	上山繁君	企画調整局長	西尾秀樹君
行財政局長	正木祐輔君	地域協働局長	金井和之君
文化スポーツ局長	三重野雅文君	福祉局長	八乙女悦範君
健康局長	熊谷保徳君	こども家庭局長	中山さつき君
環境局長	柏木和馬君	経済観光局長	大畠公平君
建設局長	原正太郎君	都市局長	山本雄司君
理事兼都市局 都心再整備本部長	中原信君	建築住宅局長	根岸芳之君
港湾局長	長谷川憲孝君	消防局長	栗岡由樹君
水道局長	藤原政幸君	交通局長	城南雅一君
教育委員会事務局長	竹森永敏君	選挙管理委員会 事務局長	長谷英昭君
監査事務局長 兼人事委員会 事務局長	中田裕子君	会計室長	片野敦靖君
行財政局副局長	安居大樹君	行財政局財務課長	大下和宏君

(午前10時0分開議)

(菅野議長議長席に着く)

○議長（菅野吉記君） おはようございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

最初に、諸般の報告を申し上げます。

報道機関による傍聴席での撮影及び録音の許可についてでありますと、朝日新聞社、神戸新聞社より本日の本会議の模様を撮影及び録音したい旨の申出があり、許可いたしましたので御報告申し上げておきます。

以上、報告を終わります。

これより議事に入ります。

○議長（菅野吉記君） 日程によりまして、日程第1 予算第22号議案及び日程第2 第71号議案の2議案、一括議題に供します。

これより委員会審査の経過並びに結果について関係常任委員長の報告を求めます。

まず、総務財政委員会委員長吉田健吾君。

（40番吉田健吾君登壇）

○40番（吉田健吾君） ただいま議題となりました諸議案中、本委員会所管分の予算第22号議案について御報告申し上げます。

予算第22号議案は、北区選挙区における市議会議員補欠選挙の実施に要する経費の増額に伴い、予算を補正しようとするものであります。

委員会は審査の結果、原案を承認することに決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（菅野吉記君） 次に、建設防災委員会委員長平野達司君。

（24番平野達司君登壇）

○24番（平野達司君） ただいま議題となっております諸議案中、本委員会所管分の第71号議案について御報告申し上げます。

第71号議案は、北区において新たに建設事務所を整備するため、建設工事請負契約を締結しようとするものであります。

委員会は審査の結果、原案を承認することに決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（菅野吉記君） 以上で関係常任委員長の報告は終わりました。

委員長の報告に関し、御質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菅野吉記君） 御質疑がなければ、これよりお諮りいたします。

本件は関係常任委員長の報告どおり決しまして御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菅野吉記君） 御異議ないと認めます。よって、本件はいずれも原案のとおり可決されました。

○議長（菅野吉記君） 次に、日程第3 決算第1号より日程第25 第55号議案に至る23件、一括議題に供します。

これより委員会審査の経過並びに結果について委員長の報告を求めます。

決算特別委員会委員長伊藤めぐみ君。

（37番伊藤めぐみ君登壇）

○37番（伊藤めぐみ君） ただいま議題となりました令和6年度神戸市各会計決算及び関連議案、合計23件について、委員会審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

令和6年度決算は、社会保障関係費や投資的経費が増加した一方で、企業業績の堅調な推移による法人市民税の増や評価額の上昇などによる固定資産税の増、さらには行財政改革方針2025に基づく取組を着実に進めたことなどから、財源対策によることなく、14億1,100万円の黒字を確保しております。

また、公営企業会計においては、下水道事業会計の使用料収入や自動車事業会計の乗車料収入が増加した一方で、新都市整備事業会計及び水道事業会計において、土地売却に伴う特別利益が減少したことなどから、当年度純利益合計は25億円の黒字となりました。

しかし、東京一極集中が進む中、少子・高齢化に伴う人口減少の加速、長引く物価高騰、

社会保障関係費の増加が今後とも懸念されています。

そうした中、本市においては、新たな価値観や斬新な発想を持ち、中長期的な視点に立った人口減少社会にふさわしいまちづくりを進めていくことが求められております。

委員会は去る9月9日に決算及び関連議案の付託を受けて以来、3つの分科会を設け、9月10日から22日まで局別審査、さらに26日には市長・副市長等に対する総括質疑を行いました。

それでは、委員会審査において議論となりました主な事項について簡単に御報告申し上げます。

まず、市政全般に関するものとして、今後の財政運営、DX・A I活用、EBPMによる政策立案・検証、都心・三宮の再整備、ウオーターフロント再開発、神戸空港の国際化、地域人材の確保、職員の人材確保などについて議論がありました。

次に、施策別では、経済・産業・観光に関しては、神戸医療産業都市の推進、スタートアップ支援、ナイトタイムエコノミーの推進、美術館・博物館の活用、H A T 神戸の活性化などについて。子育て・教育に関して、こべっこウェルカム定期便、インクルーシブ保育、部活動の地域移行、教員・保育士人材の確保、フリースクール、英語教育などについて。健康・福祉・環境に関しては、認知症対策、介護人材の確保、若者の自死対策、K O B E シニア元気ポイント、カーボンニュートラルなどについて。安全・安心なまちづくりに関しては、防犯カメラの設置、マンションの適正管理、空き家・空き地対策、水道管の老朽化対策、災害時要援護者支援などについて様々な議論がありました。

委員会ではこのような審査の後、9月30日に意見決定を行った結果、物価高騰への対応や市民の暮らしへの支援、大型開発への偏重などを理由とする反対意見もありましたが、

財源対策によることなく実質収支の黒字を確保したことを評価するとともに、人口減少社会において将来世代が過度な負担を背負い込むことがないよう、未来を見据えた循環型社会を創造し、持続可能な大都市経営を行っていくことを期待して、令和6年度神戸市各会計決算19件は認定し、関連議案4件は原案どおり承認することに決定いたしました。

次に、委員会の要望事項について申し上げます。

まず、安全・安心なまちづくりについてであります。激甚化・頻発化する自然災害、凶悪・巧妙化する犯罪への備えを着実に進め、誰もが安全に安心して暮らせるまちづくりに取り組むことが必要です。

よって、防犯カメラ、神戸市カメラに表示看板を設置するなど、犯罪抑止の観点から整備を進められたいのであります。

また、視覚障害者や外国人市民の防災対策のために有効な、耳で聞くハザードマップの導入促進を図られたいのであります。

次に、地域活動の担い手確保についてであります。人口減少、少子・高齢化等に対応した持続可能な地域社会を構築するためには、市民や企業等、多様な主体の参画が求められます。

よって、地域貢献相談窓口の活用を積極的に企業に働きかけ、地域との連携による新たな取組を進められたいのであります。

また、地域の課題解決を目的とした地域人材の発掘に取り組まれたいのであります。

次に、子育て・学びの環境充実についてであります。子育て世帯に選ばれるまちとなるよう、全ての子供が健やかに自分らしく成長でき、誰もが安心して子供を産み育てるためには、切れ目のない支援と子供たち1人1人の個性を伸ばす学びの機会の充実が必要です。

よって、K O B E ◆ K A T S U が子供たちにとって有意義な体験の機会となるよう、教育的意義や教育委員会の責任を明確にしつつ、

経済的な課題など不安を払拭するほか、自転車移動における安全な移動環境の確保など、コベカツクラブへの伴走支援に取り組まれたいのであります。

さらに、産後ケアについて、妊娠届出時の面談等の機会を活用し、その意義やオンライン利用の方法を周知し、利用率の向上を図られたいのであります。

次に、福祉施策の充実についてであります。福祉課題の多様化・複雑化が進む中、誰もが地域で安全・安心に暮らすことができる社会を実現していくことが必要です。

よって、障害者雇用について本市や市内事業者が法定雇用率を満たせるよう、積極的に取り組むとともに、超短時間雇用についても推進されたいのであります。

また、介護人材不足に対応するため、外国人介護人材の受入れについて、産官学の連携を一層強化するとともに、神戸で働き暮らし続けたいと思える環境づくりに取り組まれたいのであります。

次に、魅力的な都市づくりについてであります。人口減少社会にふさわしいまちづくりを進めるため、都心と郊外にバランスよく人口を誘引し、持続可能なまちづくりを進めていく必要があります。

よって、主要駅のバスロータリーの機能向上・美装化について、全市を挙げて対応を図られたいのであります。

また、市民の足となる市バスを持続可能な公共交通として維持するため、利用拡大の取組を進めるとともに、バス路線の廃止・減便時には、事前に事業者と情報共有し、影響を最小限に抑える対策を協議する仕組みを構築されたいのであります。

次に、経済活動の活性化についてであります。神戸経済を安定的に成長させていくためには、地元産業の活性化と新たな産業振興により経済の好循環を生み出す取組が必要です。

よって、若者の市内企業就職を促進するた

め、インターンシップの推進や選ばれる企業になるための支援、リーディングカンパニーの誘致などを推進されたいのであります。

また、六甲山系の登山道において、インバウンド誘客の視点も踏まえた整備・改修を行うとともに、集落営農組織の施設・農機導入費用の負担軽減など、経済の活性化に向けた取組を推進されたいのであります。

以上、委員会審査の経過並びに結果及び要望事項について御報告申し上げました。

終わりに当たり、委員会運営に終始御協力をいただきました副委員長・理事の皆様並びに連日熱心な審査を賜りました委員の皆様に心から敬意と感謝の意を表しまして、報告を終わります。

○議長（菅野吉記君） 報告は終わりました。

委員長の報告に関し、御質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菅野吉記君） 御質疑がなければ、これより討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

31番赤田かつのり君。

（31番赤田かつのり君登壇）（拍手）

○31番（赤田かつのり君） 日本共産党神戸市会議員団を代表して、令和6年度神戸市一般会計決算、特別会計決算、公営企業会計決算及び関連議案に対する反対討論を行います。

令和6年度神戸市各会計決算のうち、決算第1号、決算第2号、決算第4号、決算第6号から決算第11号、決算第13号から決算第18号の合計15議案に関しては認定できません。また、決算関連議案のうち第52号議案については承認できません。以下、反対の理由を申し上げます。

第1の理由は、物価高騰に苦しむ市民の暮らしを守る姿勢がないからです。

物価高騰や実質賃金の低下、年金引下げで危機的な状況に追い込まれている市民の暮らしを一顧だにせず、独立採算を盾に水道料金、

市バス運賃値上げ、国保の独自減免の廃止など、次々と負担を増やしているからです。

久元市長は代表質疑で、子育て世代の願いである子供の医療費無料化について、私が市長でいる限り低額の負担を求めていくと答弁をされました。これは、12年前に市長が公約として掲げられた中学校卒業までの医療費無料化に相反することです。

神戸市は、兵庫県下で無料化を実施していないただ1つの自治体になってしまっています。低廉な住宅への入居を希望する市民が増え続けているにもかかわらず、神戸市は市営住宅を10年間で7,000戸も削減する計画は中止をするべきです。

また、実質賃金の引上げが求められているにもかかわらず、就職氷河期世代、女性、既存中小業者への市独自の支援もないからです。

第2の理由は、切実な市民の声を聞かない市政を続けているからです。

参議院選挙は、消費税減税が民意であることを示しました。しかし、市民の声よりも政府の言い分を優先する姿勢は許されません。

大学誘致より王子公園、動物園の充実をの声に背を向け、大学誘致を強行していますが、10万人の声の重みを受け止めるべきです。

市バス路線の充実こそが求められるときに、再編・大幅減便を強行することは、市民の移動する権利を奪うものでしかありません。

また、患者や地域の声を考慮することなく、済生会兵庫県病院や六甲病院の移転を推進・容認するなど、地域医療を守る姿勢がありません。

学校、学童保育等の過密対策が求められていますが、全く進んでいません。市長は、いずれは子供が減少するので、学校を新設しても廃墟化すると、学校建設等を抑制していますが、この方針は撤回し、直ちに教育・保育環境の改善に取り組むべきです。

来年から始まるK O B E ♦ K A T S Uについて、生徒・保護者・教職員・地域団体の

意見をよく聞き、必要な予算と体制を用意することが必要です。費用負担や交通手段の確保など、不安の声が上がっています。財政支援や人員的支援なしではうまくいきません。また、地域や活動種目の偏りもあります。期限を区切った拙速な移行をするべきではありません。

第3の理由は、国や大企業に追随し大型開発を続ける一方、市民の暮らし、安全を軽視しているからです。

都心・三宮再開発、神戸空港、大阪湾岸道路西伸部建設などの大型開発は、物価高騰・資材高騰でどれほど事業費が拡大しても、一切立ち止まることなく聖域扱いにしています。京橋船だまり埋立てでも、大企業の利益最優先とするなど放漫財政を続けています。

行財政改革によって正規の職員を大幅に削減し、非正規労働者を6,500人も増やしてきました。しかし、現場では過重労働と低賃金によって人員不足やメンタルヘルス不調を訴える職員が増えています。技術職員はこの30年間で570名も削減されており、上下水道管路更新や街路樹等の管理・点検など万全の体制が取れなくなっています。職員削減路線が市民の安全を脅かす事態となっていることを直視し、改めるべきです。

神鋼石炭火力発電の増強を容認した結果、市域全体のCO₂排出量が増加に転じています。気候危機打開に逆行する態度と言わなければなりません。

第4の理由は、ジェンダー平等、平和行政に取り組む姿勢が見られないからです。

女性が非正規を選ばざるを得ない状況を放置しながら、あたかも多様な働き方を女性が選択しているようなごまかしに終始し、ジェンダー平等社会の根幹である男女の賃金格差は正に取り組まないからです。

また、非核神戸方式を持ち、平和首長会議の一員でありながら、核兵器禁止条約の批准を国に対して求めないからです。

多文化共生、国際都市を標榜してきた神戸市こそ、どの分野でも先進的な役割を果たすことを求めます。

以上、決算を認定できない理由を述べ、日本共産党神戸市会議員団の討論といたします。議員の皆様の御賛同をよろしくお願ひいたします。（拍手）

○議長（菅野吉記君） 討論は終わりました。

これより順次お諮りいたします。

まず、決算第1号及び決算第4号、合計2件についてお諮りいたします。

本件を委員長の報告どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（菅野吉記君） 起立多数あります。

よって、本件はいずれも認定されました。

次に、決算第2号、決算第6号から決算第11号に至る6件、決算第13号から決算第18号に至る6件及び第52号議案、以上合計14件についてお諮りいたします。

本件を委員長の報告どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（菅野吉記君） 起立多数あります。

よって、本件のうち決算13件はいずれも認定され、第52号議案は原案のとおり可決されました。

次に、決算第3号、決算第5号、決算第12号、決算第19号、第53号議案から第55号議案に至る3議案、以上合計7件についてお諮りいたします。

本件は委員長の報告どおり決しまして御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菅野吉記君） 御異議ないと認めます。

よって、本件のうち決算4件はいずれも認定され、第53号議案から第55号議案に至る3議案はいずれも原案のとおり可決されました。

以上で令和6年度神戸市各会計決算はいずれも認定され、関連議案はいずれも原案のと

おり可決されました。

○議長（菅野吉記君） 次に、日程第26 請願の審査結果について議題に供します。

これより委員会審査の経過並びに結果について関係常任委員長の報告を求めます。

まず、総務財政委員会委員長吉田健吾君。

（40番吉田健吾君登壇）

○40番（吉田健吾君） ただいま議題となりました請願のうち、本委員会所管分の請願第5号及び請願第8号について、一括御報告申し上げます。

まず、請願第5号は、選択的夫婦別姓を直ちに導入することを要請する意見書を政府等に提出することを求める趣旨であります。

委員会は3月19日に議案の審査方を付託され、その後、3月24日から10月3日まで審査を行ってまいりました。

委員会は審査の結果、選択的夫婦別姓制度は、家族に対するこれまでの価値観を大きく変えるものであり、親子、兄弟が別姓になることによる影響が懸念されることに加え、直ちに導入するのではなく、国において熟議を重ねるべきである等の理由から、本請願を不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第8号は、核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を要請する意見書を政府等に提出することを求める趣旨であります。

委員会は審査の結果、核兵器禁止条約の署名・批准については、条約がもたらす外交・国防における影響を踏まえ、国において慎重に判断すべきである等の理由から、本請願を不採択とすべきであるものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（菅野吉記君） 次に、教育こども委員会委員長徳山敏子君。

（45番徳山敏子君登壇）

○45番（徳山敏子君） ただいま議題となっております請願のうち、本委員会所管分の請願第9号について御報告申し上げます。

請願第9号は、民間社会福祉施設等の職員に対する処遇の向上と今後の人材確保の取組等に支障が生じないよう、国に対し国家公務員の地域手当に準拠した地域区分の見直しなどを要望する意見書を提出するよう求める趣旨であります。

委員会は審査の結果、本請願を採択すべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（菅野吉記君） 報告は終わりました。

委員長の報告に関し、御質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菅野吉記君） 御質疑がなければ、これより討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

2番森田たき子君。

（2番森田たき子君登壇）（拍手）

○2番（森田たき子君） 私は、日本共産党議員団を代表して、委員長報告に反対をし、請願第5号選択的夫婦別姓を直ちに導入することを要請する意見書提出を求める請願、請願第8号核兵器禁止条約への署名・批准を要請する意見書提出を求める請願の討論を行います。

まず、請願第5号です。婚姻時に改姓するのは女性が96%です。個人情報の公表を求められ、仕事先とのトラブルが起きたなど、選択的夫婦別姓を求める声は大きく広がっています。姓の変更で仕事や社会生活を送る上で様々な不便や不利益がもたらされています。そもそも夫婦同姓の強制は絶対的な権力を持つ骨子の下で、家族全員が1つの家の氏を使った戦前の家制度の名残です。日本経団連も通称は法律上の姓ではないため、旧姓併記を拡大するだけでは解決できない課題も多く、ビジネス上のリスクとなり得る事象であり、企業経営の視点からも無視できないとして、選択的夫婦別姓の早期導入を要望しております。

いまだに自民党を中心に古い価値観に固執する一部の勢力が変化を拒み続け、今に至るまで法改正の実現を阻んでいます。日本政府が国際連合の女性差別撤廃委員会の度重なる勧告にもかかわらず、長年にわたって選択的夫婦別姓の実現に向けた措置を取っていないことは、国連女性差別撤廃条約の締約国として到底許されるものではありません。全国の地方議会からも次々とこの制度の導入を求める意見書が提出されています。神戸市会も政府に対し、意見書を上げていただきますようお願いをいたします。

次に、核兵器禁止条約への署名・批准を要請する意見書提出を求める請願第8号についてです。

この請願は、唯一の被爆国である日本政府に対し、早期に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書の提出を求めるものです。2017年7月7日に国連で採択された核兵器禁止条約は、2021年1月22日に発効し、2025年10月2日現在、国連加盟国193か国のうち、署名・批准をした国が99か国で過半数となりました。昨年12月10日には、被爆の体験を世界に伝え、核兵器の廃絶を訴え続けている日本原水爆被害者団体協議会がノーベル平和賞を受賞しました。生きている間に核兵器をなくしたいは被爆者の願いです。被爆国である日本政府は、被爆者の願いに応えるべきです。

戦後80年の今年、広島・長崎での平和祈念式典では、それぞれの知事・市長が核兵器禁止条約に日本政府の参加を求め、核兵器禁止条約こそが核戦争の危機から逃れられる道だと述べています。全国自治体41%の734議会で署名・批准、核兵器禁止条約への参加を求める意見書が上がっています。神戸市会では、1975年に核兵器積載艦船の神戸港入港拒否に関する決議を上げ、平和な港に核兵器は要らないと立場を明確にしました。1983年には、非核平和都市に関する決議を上げ、人類共通の念願である真の恒久平和に向けて、我が国

の国はである非核三原則が完全に実施され、全世界全ての核兵器が廃絶されることを強く希求し、非核平和都市宣言たることを宣言しました。神戸市会としても、これまで上げてきた決議の趣旨を踏まえ、国に意見書を提出をし、さらに核兵器廃絶の流れを加速させようではありませんか。

以上、議員の皆様の賛同を求めて討論を終わります。（拍手）

○議長（菅野吉記君） 次に、65番吉田謙治君。

（65番吉田謙治君登壇）（拍手）

○65番（吉田謙治君） 請願第8号核兵器禁止条約への署名・批准を要請する意見書提出を求める請願につきまして、公明党神戸市会議員団を代表して、委員長報告に賛成の立場で討論をさせていただきます。

私ども公明党は、核兵器をこの世界から廃絶することを目指しております。そのために核兵器禁止条約が、核保有国も含めた全世界の国々の賛同を得て成立することを目指すものでございます。

したがって、請願者が日本国政府に核兵器禁止条約加盟を求める趣旨には賛同し、共有するところであります。小党の支援団体である創価学会も人類全体の脅威である原水爆の禁止をうたい、数十年にわたって核兵器保有国も含めた世界各国で、関係機関と共に核兵器の脅威を伝える展覧会やシンポジウムなどの開催を通して、国際世論に訴える活動を行ってきました。時間はかかりましても、粘り強く国際世論を形成することが、核兵器廃絶を実現する最終的な力であり、その活動は極めて重要であります。その意味で、本請願の提案者たる神戸市原爆被害者の会の活動は誠に貴重であり、満腔の敬意を表したいと存じます。

ただ、請願者のお求めは、早期に核兵器禁止条約への署名・批准である点、残念ながら現実の国際情勢の下、核兵器廃絶に向けた実効的な方策を追求する上では、時期尚早と言

わざるを得ません。現時点では、核保有国は同条約に加盟しておらず、核兵器を有する国と持たない国との溝が深まり、対話もできない状態にあります。したがって、両者の対話の橋渡し役を日本国政府が担うべきであると考えております。

そのために私ども公明党は、核兵器禁止条約締約国会議にオブザーバーとして国会議員を派遣することを政府自民党に提案をいたしました。残念ながら、自民党の派遣は断念されましたが、我が党からは平木大作参議院議員が参加をいたしました。その意味で、核廃絶の取組は、まず国内において締約国会議に国会議員を派遣するための世論形成を行うことから始めねばなりません。そして、対外的には明年行われる核不拡散条約運用検討会議で、核兵器を先立って使用しないという意味での、核の先制不使用や非保有国に対して核攻撃をしないと保障する消極的安全保障の強化を主な議題とすることを提案し、建設的な議論の速やかな開始を訴えてまいりたいと考えております。

ロシアが核兵器の先制使用をほのめかし、他国に脅威を与えていた現実や、それに対して核兵器には核兵器で対抗する核抑止論が再燃する危険的状況を回避するには、改めてその危険性を訴え、まかり間違っても安上がりな安全保障の道具という、軽薄不調な主張を断じて排していくかなければなりません。核保有国も含めた世界の全ての国が、核兵器禁止条約に加盟することは、核兵器廃絶を実現するための目標であります。核兵器廃絶を実現するためのこの条約でありますが、これはこの核兵器廃絶を実現するための手段ではありません。同条約に我が国が今早期に署名・批准することは、分断対立を助長するおそれはあっても、これを乗り越えることに残念ながらつながらないであります。

よって、本請願は不採択とせざるを得ないことを申し上げ、御理解を賜りたいと存じま

す。

以上です。（拍手）

○議長（菅野吉記君） 次に、47番あわら富夫君。

（47番あわら富夫君登壇）（拍手）

○47番（あわら富夫君） 私は、つなぐ議員団を代表して、請願第5号選択的夫婦別姓を直ちに導入することを要請する意見書提出を求める請願、請願第8号日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める請願について、委員長報告に反対し、請願に賛成する立場で討論をいたします。

請願第5号は、選択的夫婦別姓制度の導入を国に求める意見書の提出を求めていた請願です。選択的夫婦別姓制度とは、結婚後も夫婦がそれぞれ結婚前の姓を使い続けることを選択できる制度のことです。

現在の日本では、民法によって夫婦同姓が義務づけられ、そのため結婚する際には夫婦のどちらか一方を必ず姓を変更しなければなりません。これは世界的に見ても珍しく、夫婦同姓を法律で義務づけている国は日本以外にはほとんどありません。個人の尊厳と平等は基本的人権であり、憲法で保障されており、改姓によってアイデンティティの喪失を感じる人がいます。選択的夫婦別姓制度は、個人の選択を尊重し、姓を変えるプレッシャーから解放することで、より平等な関係を築くことをを目指しております。

また、姓を変えることで仕事関係や友人関係での混乱、各種手続の手間やコストが生じることがあります。特にキャリアを築いている女性にとっては、結婚後も自分の姓を使い続けることが大きな利点となります。また、姓の変更が結婚の障害となっているケースも指摘されており、選択的夫婦別姓制度を望む約58万人が法律婚でなく事実婚を選択しているという推計もあり、まさに基本的人権の侵害そのものです。

選択的夫婦別姓制度導入に反対する人々には、夫婦別姓によって家族の一体感が薄れ、子供にも負担を強いることになるという懸念を持つ人がいます。夫婦別姓が当たり前である国々で、姓の違いで家族が崩壊し、子供が負担を感じているという話は聞いたことがありません。長年夫婦同姓であった日本の伝統的な家族観が崩壊すると心配している方や、従来の同姓制度に愛着を持つ人々には、夫婦同姓の選択もできる選択制度ですから問題はありません。

選択的夫婦別姓制度の導入が長年進まない中で、政府は暫定措置として、旧姓の通称使用を拡大する取組を進めています。実際にパスポート、マイナンバーカード、運転免許証、住民票、印鑑登録証明書などに旧姓を併記できるようになりました。国の行政機関の職員や国務大臣など、公的な場面での旧姓使用も拡大をしています。

しかし、通称使用を拡大する一方で、その限界も指摘されています。通称はあくまで本名ではない俗称にすぎず、法的な位置づけが不安定です。法的な手続では戸籍姓が求められている場面が多く、旧姓単独での使用は認められないことがあります。日本独自の旧姓通称使用の概念は海外ではほとんど通用しません。パスポートに旧姓が併記されていても、海外での本人確認には戸籍姓のみが用いられ、トラブルになったとの声を聞きます。私生活や仕事で旧姓と戸籍姓を使い分けることには、常にどちらの姓が使用できるかを確認する手間や個人のコストがかかります。また、旧姓併記の場合、婚姻や離婚などのプライバシー情報が伝わってしまうおそれもあります。これらの限界から、通称使用の拡大だけで姓を変えることによる不利益を完全に解消することは難しいのです。旧姓の通称使用の拡大は、選択的夫婦別姓を認めない合理的な根拠にはなりません。

このような理由から、請願第5号選択的夫

婦別姓を直ちに導入することを要請する意見書の提出を求める請願の採択を求めるものです。

請願第8号は、日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を議会として求めているものです。

2017年7月7日、国連で核兵器禁止条約が採択され、2020年10月24日に批准国が発効条件の50か国を超えて、批准から90日後の2021年1月22日に正式に発効しました。現在では核兵器禁止条約への署名は、2024年9月24日現在94か国で批准は73か国に及んでおります。

核兵器に対しては、核不拡散条約や包括的核実験禁止条約など、各兵器を規制する様々な条約がつくられてきましたが、核兵器禁止条約はこれら条約と本質的に違い、核兵器を減らし管理するのではなく、完全に禁止し廃絶を求めるものです。核兵器をつくること、持つこと、使うこと、使うと脅かすことなど、いかなる状況下でも禁止するもので、日本が国是としている非核三原則を具現化したものです。

その根底にあるのは、核兵器は非人道的なものであり、それを拒絶するとの強い思いです。国家間で軍事バランスを取る核均衡論というこれまでの発想からの大きな転換です。この核兵器禁止条約の採択・発効には、オーストラリアやメキシコなどの国々が人道イニシアチブと呼ばれる国際的な運動を進め、赤十字国際委員会、核兵器廃絶国際キャンペーン、平和首長会議などが支えてきたと言われています。これらを動かす原動力になったのは、世界の唯一の被爆地である広島・長崎の被爆者、そして核実験被害者たちの国際的な運動でした。本日の請願の請願者も、この運動の中心を担った日本原水爆被害者団体協議会の一員です。

そして、日本原水爆被害者団体協議会は、2024年の昨年12月10日、これら国際的な功績でノーベル平和賞を受賞しました。しかし、

日本政府は唯一の被爆国であるにもかかわらず、核兵器禁止条約に署名も批准もしていません。世界の人々からは驚きの声が上がっています。発効が決まった直後にも、当時の官房長官は、核兵器禁止条約は我が国のアプローチとは異なるとして、署名・批准を行わないと言いました。核なき世界を一番強調できる位置にある日本政府は、被爆者の声に応えるべきであります。

また、国内でも日本政府に対して、核兵器禁止条約は、国是である非核三原則と矛盾するものでなく、署名・批准すべきとの自治体議会が中心になって議決、意見書提出が広がっています。全国自治体、2024年7月11日現在、1,788議会の41%の726議会が署名・批准、核兵器禁止条約への参加などを求める意見書を上げています。また、兵庫県下でも明石市議会、芦屋市議会、尼崎市議会、淡路市議会、川西市議会、三木市議会など13議会で同内容の意見書が上がっております。

今年は被爆80周年です。原爆被爆の風化どころか証言者そのものがいなくなるほどの年月を経過し、原爆被爆の実相をいかに後世に伝えるかが大きな課題になっています。今回の請願者も最後の声を振り絞って、核兵器禁止、核なき世界実現の願いを込めて今回の請願、日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める請願書を提出しています。この叫びに今こそ応えるべきではないでしょうか。ぜひとも請願第8号の採択に御賛同をお願いをいたします。

今日参加されている議員の皆さんのお賛同をお願いをし、討論を終了させていただきます。（拍手）

○議長（菅野吉記君） 討論は終わりました。

これより順次お諮りいたします。

まず、請願第5号及び請願第8号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（菅野吉記君） 起立少數であります。

よって、本件は不採択と決定いたしました。

次に、請願第9号について、委員長の報告どおり決しまして御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菅野吉記君） 御異議がないと認めます。

よって、本件は採択と決定いたしました。

○議長（菅野吉記君） 次に、日程第27 議員提出第23号議案を議題に供します。

これより委員会審査の経過並びに結果について関係常任委員長の報告を求めます。

総務財政委員会委員長吉田健吾君。

（40番吉田健吾君登壇）

○40番（吉田健吾君） ただいま議題となりました議員提出第23号議案について御報告申し上げます。

議員提出第23号議案は、国において選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた積極的な議論を行うことを要望する意見書を提出しようとするものであります。

委員会は3月27日に議案の審査方を付託され、その後、6月2日から10月3日まで審査を行ってまいりました。

委員会は審査の結果、選択的夫婦別姓制度は、家族に対するこれまでの価値観を大きく変えるものであり、親子、兄弟が別姓になることによる影響が懸念されること、一方で旧姓の通称使用の拡大の法制化を求める声も根強いことなどから、原案を承認しないことに決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（菅野吉記君） 以上で関係常任委員長の報告は終わりました。

委員長の報告に関し、御質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菅野吉記君） 御質疑がなければ、これよりお諮りいたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（菅野吉記君） 起立者数を数えますから、そのまま起立をお願い申し上げます。

起立者数の確認が終わりました。起立されている議員は着席願います。

それでは、採決の結果を申し上げます。

議長を除く出席議員は61名であり、起立者は30名であります。

よって、本件は起立少數のため否決されました。

○議長（菅野吉記君） 次に、日程第28 議員提出第27号議案を議題に供します。

これより提案理由の説明を求めます。

43番しらくに高太郎君。

（43番しらくに高太郎君登壇）

○43番（しらくに高太郎君） 議員提出第27号議案につきまして、提案議員を代表し、意見書案の朗読をもって提案説明とさせていただきたいと思います。

旧姓の通称使用拡大の法制化を求める意見書案。

第217回国会では、氏制度に関する複数の法案が提出されました。いずれも継続審議となっています。特に選択的夫婦別姓制度の導入の是非については、個人のアイデンティティを重視する声と、家族の一体感を重視して夫婦同姓制度を維持すべきとする声とが依然として対立しており、国民的合意には至っていないのが現状です。

我が国における氏制度の在り方は、国民1人1人の生活の根幹に関わる問題であると同時に、家族のつながりや社会全体の経済・社会活動の基盤にも影響を与えるものです。このため、国におかれては、幅広い国民的議論を踏まえ、社会の分断を招かないよう慎重に制度設計を行う必要があります。

一方で、女性活躍社会の進展に伴い、婚姻後も旧姓の通称使用を希望する人は増加しています。令和2年12月に閣議決定された第5次男女共同参画基本計画においても、婚姻に

による改姓によって不利益を被らないよう旧姓の通称使用の拡大が明記されており、既に住民票やマイナンバーカード、運転免許証などに旧姓併記が進められています。しかしながら、旧姓の通称使用の多くは直接的に法律上の根拠を有しているわけではなく、その位置づけが不明確であるため、民間資格や金融機関等において不便を感じる事例も散見されます。

特に学術研究の分野においては、婚姻や離婚等による改姓によって、研究業績の継続的な評価に支障を来す事例が多く報告されています。論文や学会発表の記録が旧姓と新姓で分断されることで、国際的な業績評価や研究者ネットワークにおいて不利益を被ることは、我が国の学術の国際競争力を低下させるおそれがあります。これらの不利益の解消は急務です。

よって、国におかれては、氏制度全般の検討を進めるとともに、社会的分断を回避しつつ、経済・社会・学術活動における不便をさらに解消するため、旧姓の通称使用の拡大・周知を一層推進し、その法的根拠を明確に位置づける新たな制度の創設を強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。委員各位の御賛同をどうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（菅野吉記君） 提案理由の説明は終わりました。

本件について発言の通告もありませんので、本件は委員会の付託を省略し、直ちにお諮りいたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（菅野吉記君） 起立者数を数えますから、そのまま起立願います。

起立者数の確認が終わりました。起立されている議員は着席願います。

それでは、採決の結果を申し上げます。

議長を除く出席議員は61名であり、起立者数は29名であります。

よって、本件は起立少数のため否決されました。

○議長（菅野吉記君） 次に、日程第29 議員提出第28号議案を議題に供します。

これより提案理由の説明を求めます。

44番河南忠和君。

（44番河南忠和君登壇）

○44番（河南忠和君） ただいま議題となりました議員提出第28号議案国家公務員の地域手当に準拠した地域区分の見直しに関する意見書の提出の件につきまして、提案議員を代表いたしまして説明申し上げます。

昨年8月に発表された令和6年人事院勧告では、国家公務員の地域手当の大くくり化や級地区分等の見直しが表明されました。保育所・認定こども園・幼稚園等の公定価格や児童入所施設・救護施設の措置費、介護・障害福祉サービスの報酬については、国家公務員の地域手当に準拠した地域区分に応じて加算されていますが、これら社会福祉施設等に従事する職員は、年間の給与額が全職種平均と比較して低い傾向にあります。

このような中、今回の地域手当見直しに伴い、従来どおりの算定方法によることで、各種措置費等が低下することとなれば、これまでの処遇改善の推進に逆行するものと言わざるを得ません。

保育所・認定こども園・幼稚園等の公定価格については、令和7年4月からの見直しは実施せず、引き続き見直し方法について丁寧に議論を進めていくとされている一方で、児童入所施設・救護施設の措置費については、事前に自治体との調整が何ら行われることなく通知事務連絡により、令和7年4月から国家公務員の地域手当に準拠して見直しすることとされました。

今回、地域手当の見直しに準拠して、地域区分の引下げが進められている自治体におい

ては、他産業だけではなく、周辺の地域区分がより高い区域へ人材流出が加速するなど、人材確保や施設環境改善に大きな支障が生じるおそれがあります。さらに、施設の収入が減少すれば、正規職員から非常勤職員に雇用を切り替えるを得ないなど、利用者に対する支援の質の低下にもつながりかねない状況となっています。施設経営がさらに圧迫され、廃業を余儀なくされる懸念もあり、対象となる関係者から多くの不安の声が上がっておりまます。

よって、国におかれては、今後の地方における福祉人材確保の取組に支障が生じないよう、下記の事項に取り組まれるよう強く要望いたします。

1、令和7年4月からの地域区分の変更で、児童入所施設措置費等及び保護施設事務費等が引き下げられた地方自治体に対して、見直し前の水準に戻した上で、今後の賃金水準や、国における処遇改善の取組を踏まえた適切な水準となるよう、必要な財政措置を講ずること。

2、地域手当が引き下げられた地域における保育所・認定こども園・幼稚園等の公定価格や介護・障害福祉サービスの報酬については、今後の賃金水準や国における処遇改善の取組を踏まえた適切な水準となるよう、必要な財政措置を講ずること。

以上のことから、議員の皆様におかれましては、提案の趣旨を御理解いただき、国に意見書を提出することに御賛同賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（菅野吉記君） 提案理由の説明は終わりました。

本件について発言の通告もありませんので、本件は委員会の付託を省略し、直ちにお諮りいたします。

本件は原案のとおり決しました御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菅野吉記君） 御異議はないと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

この際、お諮りいたします。

ただいま可決されました議員提出第28号議案の取扱いは、議長に御一任いただきたいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菅野吉記君） 御異議がないと認めます。

それでは、さように決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

この際、申し上げます。

次回本会議は、明日午前10時に開きます。

なお、ただいま在席の各位には、文書による開議通知は省略させていただきますので、さよう御了承願います。

本日はこれをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

（午前11時1分散会）

神戸市会議長

菅野吉記印

神戸市会議員

河南忠和印

神戸市会議員

堂下豊史印

神戸市会事務局長

村井秀徳印

神戸市会会議録（令和7年第2回定例市会第5日）